

## 「岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要について

### 1 改定の経緯

岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成 24 年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成 26 年に策定された。

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう新型インフルエンザ等対策政府行動計画が令和 6 年 7 月に抜本的に改定され、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画も令和 7 年 6 月に改定されたため、岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画についても改定を行うもの。

### 2 基本理念

平時から感染症危機に対応できる体制を作ること、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に対応できる社会を目指す。

### 3 計画期間

令和 8 年 7 月から（予定）

※期限の定めなし。ただし、国及び県がおおむね 6 年ごとにそれぞれの計画の改定を検討することとしているため、市も必要に応じて改定を行うものとする。

### 4 対象疾患

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に加え、それ以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症

### 5 フェーズごとの計画

有事の際の対応策を整理し、準備期（平時）の取り組みの充実を図るものとする。

各対策項目について以下の 3 期に分けて記載。

- ・準備期：感染症が発生する前段階（平時）に必要な対応等を定めた計画
- ・初動期：感染症の発生初期に必要な初動対応を定めた計画
- ・対応期：感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応等を定めた計画

## 6 対策項目の概要

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践的訓練の実施</li> <li>市行動計画等の作成や体制整備・強化</li> <li>国及び県等との連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</li> <li>迅速な対策の実施に必要な予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本となる実施体制の在り方</li> <li>緊急事態措置の検討等</li> <li>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制</li> </ul>
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>市における情報提供・共有</li> <li>県と市の間における感染状況等の情報提供・共有</li> <li>双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備期で整備した取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の関心事項等を踏まえ、引き続き取組を実施</li> </ul>
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画に基づく対応の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの外出自粛、営業時間の変更、休業等の要請を市民へ周知</li> <li>公共施設の利用停止等の検討</li> </ul>
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンの接種に必要な資材、ワクチンの供給体制、接種体制の構築</li> <li>情報提供・共有</li> <li>DXの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種体制の構築（特定接種、住民接種）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種の実施（特定接種、住民接種）</li> <li>健康被害救済</li> <li>情報提供・共有</li> </ul>
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の体制構築への協力</li> <li>県が実施する訓練への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所への応援派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が実施する健康観察及び生活支援への協力</li> </ul>
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策物資等の備蓄</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関間での物資の融通</li> </ul>
⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有体制の整備</li> <li>支援の実施に係る仕組みの整備</li> <li>物資及び資材の備蓄</li> <li>生活支援を要する者への支援等の準備</li> <li>火葬体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の火葬・安置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の生活の安定の確保を対象とした対応</li> <li>社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</li> </ul>

## 7 改定のスケジュール

令和8年3月	健幸づくり推進委員会にて改定概要の説明 後日、書面等による意見聴取（8を参照）
4月	「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」への意見聴取
5月	パブリックコメントの実施
7月	計画の改定 市議会・愛知県への報告
8月	健幸づくり推進委員会にて報告

## 8 書面等による意見聴取について

本日配布した計画素案をご確認いただき、ご意見を頂戴したいと存じます。ご意見のある方は下記のとおり回答をお願いします。なお、ご意見の無い場合の連絡は不要です。

### (1) 回答期限

令和8年3月19日（木）午後5時まで

### (2) 回答方法

書式は任意です。別添の回答用紙をお使いいただくこともできます。

岩倉市保健センターへ持参・FAX・郵送・メール等でご提出ください。

ご意見が少量の場合はお電話でも結構です。

[連絡先]岩倉市健康子ども未来部健康課（岩倉市保健センター内） 担当：宮田

住 所：〒482-0024 岩倉市旭町一丁目20番地

電 話：0587-37-3511

FAX：0587-37-3931

E-mail：kenko@city.iwakura.lg.jp

### (3) 確認にあたっての留意事項

- ・市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画と整合性を持って作成しております。また、国が示す「市町村行動計画作成の手引き」において、市行動計画に必ず記載が必要とされている項目については、原則記載しています。  
⇒構成を大きく変えたり、項目を削除したりすることは難しくなっています。
- ・政府行動計画及び県行動計画の考え方と整合性が保たれる範囲で、市独自の項目を追加することが可能です。
- ・政府行動計画等をご覧になりたい場合は、インターネット上で公開されているものをご覧いただくか、上記連絡先までご連絡ください。
- ・誤字脱字や文法等の校正については、今後、健康課において更に行う予定ですので、ご確認いただく必要はありません。

「岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」計画案についての回答用紙

委員氏名：

ページ数・ 見出し番号等 (例:30ページ(2)3-1)	意見

回答期限：令和8年3月19日（木）